常務理事	事務長	担当者

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書													
在職時の保険証の 記号番号			カ	・ お持ちの保険証	を確認ください	退職日	令和	00 年	00	月	00	日	
住		所		〒 - 退職後の住所をご記入ください。									
電話	番	号		$\times \times \times (\Diamond \Diamond \Diamond \Diamond$	♦) ××××	性 別		男	· 5	ζ.			
生 年	月	日			昭和・平成(◇◇ 年	$\Diamond \Diamond$	月 🔷	日				
給付	金	等		銀行コード ××××		銀行 用金庫 託銀行	店番 ×××		Δ	Δ		左店 支店 長所	
受取		座		普通・当座	口座番号 〇〇〇〇		口座名義 (カタカナ)	×××	ΔΔΔ ×××				
thn at 21	※給付金・還付金が発生した場合は、上記の口座に振り込みます。 加入翌月からの保険料の納付方法を下記より選択してください。(加入月は単月納付となります)												
\m\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	五刀 1/2	•600	- TAN		毎日1日から				י ביוניאה ב	ム ソ	<i>x 9)</i>		
		料法 る番号	\mathcal{O}	1.単月納付 毎月1日から10日の間に振込納付 9回日以降					るの程隊	**!\D			
納 付 ※希			号	2.半期前納	加入月の翌月 込納付	1入月の翌月から9月までの累計分を、 納付2回目以降の保険料 納付方法を選択して ださい。							
	に○をつけて ください。			3.通年前納	加入月の翌月2 振込納付	<u>□入月の翌月から</u> 翌3月までの累計分を ───							

申請手続: 1. 提出期限は**退職日翌日より20日以内**とします。

- 2. 扶養家族のある場合は「健康保険被扶養者(異動)届」「被扶養者事情説明書」「証明書類」を**退職日の** 14日前までに健康保険組合へ提出してください。
- 3. 申請には退職日までに継続勤務期間が2ヶ月以上あることが必要です。

期 間: 原則として最長2年間

資格喪失:1.任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき

- 2. 被保険者が死亡したとき
- 3. 保険料を期日までに納めなかったとき
- 4. 再就職により他の健康保険・船員保険・共済組合に加入したとき
- 5.75歳になり、後期高齢者医療制度に加入するとき
- 6. 任意継続保険の資格喪失を喪失希望月の前月までに申し出たとき

注意事項:被保険者の就職または死亡の月以降の保険料を納めていた方(資格喪失 2.4 に該当)のみ、該当月の保険料の 払い戻しを受けられます。上記「資格喪失」の喪失事由以外は任意継続の資格を喪失できませんのでご注意く ださい。

給付:在職中と同じです。(傷病手当金・出産手当金は制限あり) 健康診断の利用もできます。子宮頸がん予防ワクチン接種補助金制度は対象外です。

上記を確認致しましたので申請します。

令和 年 月 日

自 署

被保険者であった者の(氏 名)

健保記入欄 資格 喪 失 時標準報酬月額 千円